

## 発議第2号

後期高齢者医療保険料の上昇を抑制するための更なる措置を求める意見書について

後期高齢者医療保険料の上昇を抑制するための更なる措置を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年8月19日提出

提出者	京都府後期高齢者医療広域連合議会議員	田中 正行
	同 上	谷口 忠弘
	同 上	津田 早苗
	同 上	荻原 豊久

### 提案理由

地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政庁に意見書を提出する必要があるので提案する。

## 後期高齢者医療保険料の上昇を抑制するための更なる措置を求める意見書

後期高齢者医療制度は、制度開始から3年が経過したが、本広域連合は、これまでから、高齢者の方々が安心して医療を受けられるように努めてきたところであり、保険料についても、剰余金や京都府に設置されている財政安定化基金を活用することによりその上昇抑制に取り組んできた。

しかしながら、被保険者数が増える中、一人当たり医療費の増大もあいまって、被保険者全体にかかる医療費が増加の一途をたどることは明白である。

医療給付費全体の約1割を保険料で賄うこととされている後期高齢者医療制度の仕組みの中では、本広域連合は、保険者機能を発揮し、医療費適正化等の取組をより一層進めていくことが必要になるが、広域連合の自助努力だけでは限界があり、このままでは、次期以降の保険料の大幅な引上げが危惧される状況にある。

よって、京都府後期高齢者医療広域連合議会は、平成24年度からの後期高齢者医療保険料の上昇抑制について、政府に対し、下記事項の特段の措置が取られることを強く求めるものである。

### 記

- 1 保険料の負担が、被保険者にとって過重なものとならないような取組を進め、必要な財源については国において確保すること
- 2 低所得者に対する法定軽減を超える保険料軽減措置について、今後も国の財政負担において継続すること
- 3 地域間の医療費格差が解消しない中、平成25年度までとされる不均一保険料の設定に係る財政措置について継続すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年8月19日

内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
厚生労働大臣 様

京都府後期高齢者医療広域連合議会議長